

定 款

令和 8 年 7 月 1 日

一般社団法人 全国軽自動車協会連合会

一般社団法人全国軽自動車協会連合会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人全国軽自動車協会連合会（以下、「本会」という。）と称する。

2 本会の略称は、全軽自協及び全軽とする。

3 本会の英文名称は、Japan Light Motor Vehicle and Motorcycle Association とする。

(事務所)

第2条 本会は、主たる事務所を東京都港区に置く。

2 本会は、理事会の決議によって従たる事務所を各都府県及び北海道の各運輸支局が管轄する地域内に置くことができる。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本会は、四輪車等の軽自動車について、盗難、詐欺等による不正な届出、検査申請等を防止し、適正な届出、検査申請等の遵守及び流通改善を図るとともに、軽自動車に係る安全確保及び環境保全並びに利用環境の改善により普及を図り、もって国民生活の向上及び公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事業を行う。

- (1) 軽自動車の不正な届出等の防止及び法令の順守に関する事業
- (2) 軽自動車の検査申請及び届出の支援協力に関する事業
- (3) 軽自動車の検査及び届出に関する統計及び情報に関する事業
- (4) 軽自動車の検査申請及び届出等に係わる代行事業
- (5) 軽自動車の流通の改善に関する事業
- (6) 軽自動車の交通安全及び事故防止並びに環境保全に関する事業
- (7) 軽自動車の理解促進に係る広報、利用環境の整備等普及に関する事業
- (8) 自動車関係諸税の徴収協力に関する事業
- (9) 自動車損害賠償責任保険その他自動車の損害保険代理店に関する事業
- (10) 前各号に掲げるもののほか、本会の目的を達成するために必要な事業

2 前項に掲げる事業は、国内において行うものとする。

第3章 会員

(会員の種別及び法人の構成員)

第5条 本会は、国内で軽自動車の販売又は製造を営み、本会の事業に賛同する団体又は企業であつて、次条の規定により本会の会員となつた者をもつて構成する。

2 会員の種別は、次のとおりとする。

(1) 正会員

- ① 軽自動車の銘柄別販売店会
- ② 都府県地区の軽自動車協会

(2) 特別会員

- ① 軽自動車の製造業者
- ② 軽自動車関係団体及び軽自動車関係業者

3 前項の会員のうち正会員をもつて、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「法人法」という。）上の社員とする。

(会員の資格の取得)

第6条 本会の会員になろうとする者は、理事会において別に定めるところにより入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員は、本会に対してその権利を行使する代表者1名（以下「指定代表者」という。）を定め、会長に届出なければならない。

3 指定代表者を変更した場合には、速やかに別に定める変更届を会長に提出しなければならない。

(経費の負担)

第7条 正会員は、総会において別に定めるところにより、入会金を納入しなければならない。

2 正会員及び特別会員は、本会の事業活動に必要な費用に充てるため、総会において別に定める会費を毎事業年度納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員及び特別会員は、理事会において別に定めるところにより退会届を会長に提出し、任意にいつでも退会することができる。

(除名)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会において総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上の決議に基づき、除名することができる。その場合には、その会員に対し、除名の決議を行う総会の1週間前までに理由を附して除名する旨を通知するとともに、当該総会において弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 本会の定款、規程又は総会の決議に違反したとき
- (2) 本会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他除名すべき正当な事由があるとき

2 前項の規定により除名が決議された場合には、その会員に対し、通知するものとする。

(会員の資格喪失)

第10条 前2条の規定によるほか、会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 会員である団体又は企業が解散又は破産したとき
- (2) 会員である団体又は企業が第5条第1項の規定による会員資格を失ったとき
- (3) 2年以上会費を滞納したとき

(会員資格の喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が前3条の規定により資格を喪失した場合には、本会に対する権利を失い、義務を免れる。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本会は、会員が資格を喪失しても、既に納入した入会金、会費その他の拠出金品は返還しない。

第4章 役員等

(役員)

第12条 本会に、次の役員を置く。

- (1) 理事 26名以上32名以内
- (2) 監事 2名以上3名以内
- 2 理事のうち、1名を会長とし、7名以内を副会長、1名を専務理事、1名を常務理事、9名以内を常任理事とする。
- 3 会長、副会長のうち1名及び専務理事を法人法上の代表理事とする。
- 4 専務理事及び常務理事を常勤の理事とし、常務理事を法人法上の業務を執行する理事(以下「業務執行理事」という。)とする。

(役員を選任等)

第13条 理事及び監事は、総会の決議によって正会員の指定代表者の中から選任する。ただし、特に必要があると認められる場合には、理事については3名を、監事については1名をそれぞれ限度として、団体又は企業に所属しない者を選任することができる。

- 2 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 監事は、本会の理事又は使用人を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第14条 理事は、理事会を構成し、法令、本会の定款、規程及び総会の決議に基づき、職務を執行する。

- 2 会長は、本会を代表し、業務を統括する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、業務の統括を補助する。
- 4 代表理事たる副会長は、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、会長の職務を代行する。

- 5 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、本会の業務を総括する。
- 6 常務理事は、専務理事を補佐し、本会の業務を執行する。
- 7 常任理事は、本会の重要事項について、会長を補佐する。
- 8 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の権限は、理事会において別に定める役員職務権限規程による。
- 9 会長、専務理事及び常務理事は、毎事業年度に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。
- 10 すべての理事は、法令並びに本会の定款、規程及び総会の決議を遵守し、本会のために忠実に職務を行わなければならない。

(監事の職務及び権限)

- 第15条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。
- 2 監事は、いつでも理事及び使用人に対して事業の報告を求め、本会の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員の任期)

- 第16条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。
- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の残任期間とし、増員した理事の任期は、他の現任者の残任期間とする。
 - 3 理事若しくは監事が欠けた場合又は法人法若しくは第12条第1項に規定する理事若しくは監事の員数が欠けた場合には、任期の満了又は辞任により退任した理事又は監事は、新たに選任された役員（法人法第75条第2項に規定する一時役員の職務を行うべき者を含む。）が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

- 第17条 理事及び監事は、いつでも総会の決議に基づいて解任することができる。ただし、監事を解任する場合には、総正会員の半数以上であつて、総正会員の議決権の4分の3以上の決議に基づいて行わなければならない。
- 2 前項において、職務上の違反行為その他理事又は監事にふさわしくない行為があると認められるとして解任する場合には、その理事又は監事にあらかじめ通知するとともに、解任の決議を行う総会において、当該理事又は監事に弁明の機会を与えなければならない。

(役員の報酬等)

- 第18条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、常勤の理事及び会員に属さない監事には、総会において定める総額の範囲内で、総会において別に定める報酬額の支給の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。
- 2 理事及び監事には、費用を弁償することができる。
 - 3 前2項の規定に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(取引の制限)

第 19 条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合には、理事会において、その取引について重要な事実を開示し、その承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本会の事業の部類に属する取引
- (2) 自己又は第三者のためにする本会との取引
- (3) 本会がその理事の債務を保証することその他理事以外の者との間における本会とその理事の利益が相反する取引

2 前項に規定する取引をした理事は、当該取引後、遅滞なく、その取引の重要な事実を理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第 20 条 本会は、法人法第 114 条の規定により、理事及び監事の法人法第 111 条第 1 項の損害賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度とし、理事会の決議によって免除することができる。

(顧問及び相談役)

第 21 条 本会に顧問及び相談役若干名を置くことができる。

- 2 顧問は本会の会長経験者及び副会長経験者、相談役は本会に功労があった者のうちから、理事会の決議を経て、それぞれ会長が委嘱する。
- 3 顧問及び相談役は、会長の諮問に応じて意見を述べ、又は会議に出席して意見を述べることができる。
- 4 顧問及び相談役の任期は、2 年とする。
- 5 顧問及び相談役は、無報酬とする。
- 6 顧問及び相談役には、費用を弁償することができる。
- 7 前項の規定に関して必要な事項は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

第 5 章 総会

(種別)

第 22 条 本会の総会は、通常総会及び臨時総会の 2 種とする。

(構成)

第 23 条 総会は、すべての正会員をもって構成する。

- 2 前項に規定する総会をもって法人法上の社員総会とする。

(権限)

第 24 条 総会は、次の事項について決議する。

- (1) 会員の除名

- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 常勤の理事及び会員に所属しない監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び活動計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 入会金及び会費の額
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開催)

第 25 条 通常総会は、定時総会として毎事業年度に 1 回、前事業年度終了後 90 日以内に開催する。

2 臨時総会は、必要に応じて開催する。

(招集)

第 26 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき、会長が招集する。

2 総正会員の議決権の 5 分の 1 以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。

3 総会を招集する場合には、総会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、総会の開催日の 1 週間前までに書面により正会員に通知しなければならない。ただし、理事会の決議に基づき、総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができる」とされたときは、2 週間前までに通知しなければならない。

4 前項の通知は、会員の承諾を得て、電磁的方法により行うことができる。

(議長)

第 27 条 総会の議長は、会長がこれに当たる。

(議決権)

第 28 条 総会における議決権は、1 正会員につき 1 個とする。

(定足数)

第 29 条 総会は、総正会員の議決権の過半数を有する正会員の出席をもって成立する。

(決議)

第 30 条 総会の決議は、出席した正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 次の各号に掲げる事項の決議は、前項の規定にかかわらず、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の 4 分の 3 以上の決議をもって行う。

- (1) 監事の解任
- (2) 定款の変更
- (3) 解散
- (4) その他法令で定められた事項

(書面又は電磁的記録による議決権の行使等)

第 31 条 総会に出席できない正会員は、理事会の決議に基づき、あらかじめ通知された事項について、書面又は電磁的記録（以下、「書面等」という。）をもって議決権を行使できる。この場合において、その書面等によって行使された議決権の数は、出席した正会員の議決権の数に算入する。

2 総会に出席できない正会員は、他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

3 理事又は正会員が総会の目的たる事項について提案した場合において、その提案について正会員の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第 32 条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議事録には次の事項を記載する。

(1) 日時及び場所

(2) 正会員の現在数、出席者数及び出席者氏名（書面等議決権行使者及び代理人議決権委任者は、その旨を付記）

(3) 審議事項及び決議事項

(4) 議事の経過の概要及びその結果

(5) その他法令で定められた事項

3 議長及び出席した会員の中から議長が指名する議事録署名人 2 名は、第 1 項に規定する議事録に記名し、押印する。

第 6 章 理事会

(構成)

第 33 条 本会に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

3 監事は、理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。

(権能)

第 34 条 理事会は、次の職務を行う。

(1) 本会の業務執行の決定

(2) 理事の職務の執行の監督

(3) 会長、代表理事の副会長、代表理事以外の副会長、専務理事、常務理事及び常任理事の選定及び解職

(開催)

第 35 条 理事会は、通常理事会として、毎事業年度に 4 か月を超える間隔で 2 回以上開催

する。

2 次の各号の一に該当する場合には、臨時理事会として、臨時に理事会を開催する。

(1) 会長が必要と認めたとき

(2) 会長以外の理事から理事会の目的たる事項を記載した書面等により開催の請求があったとき

(3) 監事から、法人法第 101 条の規定に基づき、会長に開催の請求があったとき

(招集)

第 36 条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第 2 項の規定により会長以外の理事又は監事からの開催請求があった日から 5 日以内に、その請求があった日から 2 週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。

2 理事会を招集するときは、理事会の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、理事会の日の 5 日前までに、書面等により理事及び監事に通知しなければならない。

3 理事及び監事の全員の同意があるときは、前項の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく、理事会を開催することができる。

(議長)

第 37 条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(定足数)

第 38 条 理事会は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数の出席をもって成立する。

(決議)

第 39 条 理事会の決議は、前条に規定する決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席理事の過半数をもって行う

2 理事が理事会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、その提案について理事（その事項について議決に加わることができる者に限る。）の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、前条及び前項の規定にかかわらず、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事はその提案について異議を述べたときを除く。

(議事録)

第 40 条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 出席した代表理事及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

(常任理事会の構成及び招集)

第 41 条 本会に常任理事会を置く。

2 常任理事会は、会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事をもって構成する。

- 3 監事は、常任理事会に出席し、必要があると認めるときは、意見を述べなければならない。
- 4 常任理事会は、会長が必要と認めたときに招集する。
- 5 常任理事会を招集するときは、会議の目的たる事項及びその内容、日時並びに場所を示して、常任理事会の日の5日前までに、書面等により副会長、専務理事、常務理事及び常任理事並びに監事に通知しなければならない。ただし、緊急の必要があるときは、常任理事会が別に定める方法により通知することができる。
- 6 会長、副会長、専務理事、常務理事及び常任理事並びに監事の全員の同意があるときは、前項の規定にかかわらず、招集の手続を経ることなく、常任理事会を開催することができる。

(常任理事会の決議事項)

第42条 常任理事会は、次の事項を審議し、会長を補佐する。

- (1) 本会の運営上重要な事項（法人法第90条に規定する事項を除く。）

(常任理事会の運営)

第43条 常任理事会の議長は、会長がこれに当たる。

- 2 常任理事会は、常任理事会を構成する理事の過半数の出席をもって成立する。
- 3 常任理事会の決議は、出席理事の過半数をもって行う。
- 4 常任理事会を構成する理事が常任理事会の決議の目的たる事項について提案をした場合において、その提案について常任理事会を構成する理事の全員が書面等により同意の意思表示をしたときは、前2項の規定にかかわらず、その提案を可決する旨の常任理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事がその提案について異議を述べたときを除く。
- 5 常任理事会の議事については、議事録を作成する。
- 6 出席した議長及び監事は、前項の議事録に記名し、押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の構成)

第44条 本会の資産は、次に掲げるものをもって構成する。

- (1) 入会金
- (2) 会費
- (3) 寄附財産
- (4) 事業に伴う収入
- (5) その他の収入

(資産の管理)

第45条 本会の資産は、会長が管理し、その管理の方法は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

(経費の支弁)

第 46 条 本会の経費は、資産を持って充てる。

(事業年度)

第 47 条 本会の事業年度は、毎年 4 月 1 日に始まり、翌年 3 月 31 日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第 48 条 本会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、当該事業年度の開始の日から 90 日以内に総会に報告しなければならない。

2 前項の規定による事業計画及び収支予算については、理事会の決議により変更することができる。

3 前 2 項の規定による事業計画及び収支予算については、主たる事務所に、当該事業年度が終了するまでの間、備え置くものとする。

(事業報告及び決算)

第 49 条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の決議を経て、定時総会に提出し、第 1 号及び第 2 号の書類についてはその内容を報告し、第 3 号から第 5 号までの書類については承認を受けなければならない。

(1) 事業報告

(2) 事業報告の附属明細書

(3) 貸借対照表

(4) 活動計算書

(5) 貸借対照表及び活動計算書の附属明細書

2 前項に規定する書類のほか、監査報告を主たる事務所に 5 年間備え置くとともに、定款、理事及び監事の名簿並びに会員名簿を主たる事務所に備え置くものとする。

(収支差益の処分)

第 50 条 本会の収支決算に差益が生じた場合において、繰り越した差損があるときは、その補填に充て、なお差益があるときは、総会の決議を得て、その全部又は一部を翌事業年度に繰り越すものとする。

2 本会は、剰余金の分配を行うことができない。

(借入金及び重要な財産の処分等)

第 51 条 本会は、資金の借入をしようとするときは、その事業年度の収入額を上限とする借入金であって返済期間が 1 年以内のものを除き、理事会において理事現在数の 4 分の 3 以上の決議を得るものとする。

2 本会が重要な財産の処分又は譲受けを行う場合も同様とする。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第52条 この定款は、第30条第2項第2号に定める総会の決議により、変更することができる。

(解散)

第53条 本会は、法人法第148条に規定する事由によるほか、第30条第2項第3号に定める総会の決議により、解散することができる。

(残余財産の処分)

第54条 本会が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第20号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

第9章 委員会

(委員会)

第55条 本会は、事業の円滑な運営を図るため、理事会の決議を経て、理事会の下に委員会を置くことができる。

- 2 委員会の委員は、理事会の同意を経て、会長が委嘱する。
- 3 委員会は、その目的とする事項について、調査し、研究し、又は審議する。
- 4 委員会の組織及び運営に必要な事項は、理事会において別に定める。

第10章 事務局

(事務局)

第56条 本会の事務を処理するため、主たる事務所に本会の事務局を置く。

- 2 本会の事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 本会の事務局長は、理事会の決議により、会長が任免する。
- 4 本会の事務局の組織及び運営に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(帳簿及び書類)

第57条 主たる事務所には、第48条及び第49条の規定による書類のほか、次に掲げる帳簿及び書類を備え置くものとする。

- (1) 許可、認可等及び登記に関する書類
- (2) 定款に定める機関の議事に関する書類
- (3) その他必要な帳簿及び書類

第 11 章 事務所

(事務所)

第 58 条 第 2 条第 2 項に規定する従たる事務所を都府県地区事務所（以下、単に「事務所」という。）と総称する。

2 事務所に、代表責任者及び事務局長を置く。

3 代表責任者及び事務所の事務局長の職務権限は、理事会の決議を経て、会長が別に定める。

4 事務所の運営は、この定款、規程及び総会の決議により行う。

第 12 章 公告の方法

(公告の方法)

第 59 条 本会の公告は、電子公告により行う。

2 事故その他やむを得ない事由によって前項に規定する電子公告をすることができない場合には、官報に掲載する方法による。

第 13 章 補則

(実施細則)

第 60 条 この定款の実施に関して必要な事項は、理事会において別に定める。

(参考) 制定及び変更の経緯

◎ 設 立

昭和 42 年 1 月 30 日付官政第 91 条をもって許可

◎ 定款一部変更（第 1 回）

昭和 42 年 7 月 22 日付官政第 937 号をもって認可

（第 12 条(2) 副会長 2 名以内を 4 名以内に変更）

◎ 定款一部変更（第 2 回）

昭和 44 年 8 月 6 日付官政第 849 号をもって認可

（第 4 条 事業項目に(7)及び(9)を追補）

（第 4 条 事業項目の配列順序を一部変更）

（第 5 条 会員の種別のうち正会員に（Ⅱ）を追加）

- (第5条 会員の種別のうち特別会員に(Ⅱ)を追加)
- (別表 入会金及び会費の額のうち正会員について(Ⅱ)を追加)
- (別表 入会金及び会費の額のうち特別会員について(Ⅱ)を追加)

◎ 定款一部変更 (第3回)

昭和48年9月29日付官政第1003号をもって認可

- (第2条に第2項を追加)
- (第3条に軽自動車検査に関すること及び公共の福祉を増進することを追補修正)
- (第4条(1)に軽自動車検査証返納確認書の発行を追補修正)
- (第4条に(2)、(3)、(9)を追加)
- (第4条(7)に自動車取得税及び自動車重量税を追補修正)
- (第4条(8)に検査を追補修正)
- (第4条(10)に字句修正)
- (第27条(5)の交付取扱所を事務取扱所に変更)

◎ 定款一部変更 (第4回)

昭和55年7月9日付官政第635号をもって認可

- (第2条 事務所を東京都新宿区に変更)
- (第7条 1項を一部修正と別表削除、2項を削除、3項を2項に変更)

◎ 定款一部変更 (第5回)

昭和56年7月15日付官政第736号をもって認可

- (第12条に(4)を追加、(5)常任理事5名以内を9名以内に、(6)理事25名以内を31名以内に変更)
- (第13条第2項に常務理事を追補修正)
- (第14条に第5項を追加、第3項の会長及びを削除、第4項常任理事を常務理事に変更、会長、副会長及びを削除)
- (第19条及び第4項に常任理事会を追補修正)
- (第27条の2及び第27条の3を追加)
- (第28条に常任理事会を追補修正)

◎ 定款一部変更 (第6回)

昭和59年8月10日付運政第103号をもって認可

- (第13条に第2項を追加、第2項を第3項に変更)

◎ 定款一部変更 (第7回)

平成4年9月25日付運政第559号をもって認可

- (第12条(2)副会長4名以内を5名以内に変更)

◎ 定款一部変更 (第8回)

平成10年11月27日付運政第407号をもって認可

(第13条第1項の正会員のうちから及びただし以下を削除、第2項を削除し第3項を第2項に変更)

◎ 定款一部変更 (第9回)

平成12年7月31日付運政第323号をもって認可

(第12条(6)に26名以上を追加)

(第13条第2項及び第4項を追加、第2項を第3項に変更)

(第15条第3項に辞任及びを追加)

(第30条第3項を追加)

(第34条第3項を追加)

◎ 定款一部変更 (第10回)

平成16年2月18日付国官総第571号をもって認可

(第2条事務所を東京都港区に変更)

◎ 定款一部変更 (第11回)

平成17年6月28日付国官総第136号をもって認可

(第4条(事業)第9項中「軽自動車検査協会の検査手数料等の収納事務の代行に関する業務」を「軽自動車検査協会の検査業務等の円滑な運営に対する協力に関する業務」に変更)

(第12条(役員)中「副会長5名以内」を「副会長6名以内」に変更)

(その他、国土交通大臣の所管に属する公益法人の設立及び監督等に関する事務取扱要領に定めるところにより一部を追補修正)

◎ 定款一部変更 (第12回)

一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律(以下、「整備法」という。)第121条第1項において読み替えて準用する整備法106条第1項に定める一般社団法人の設立の登記の日(平成25年4月1日付)から施行。

(第1条(名称)中「社団法人全国軽自動車協会連合会」を「一般社団法人全国軽自動車協会連合会」に変更)

(その他、整備法に定めるところにより修正)

◎ 定款一部変更 (第13回)

平成27年6月16日第50回通常総会において承認、施行。

(第4条(事業)(4)に軽自動車の検査申請及び届出等に係わる代行事業を追加)

(第12条(役員)(1)理事の「26名以上31名以内」を「26名以上32名以内」に変更、第2項中「6名以内を副会長」を「7名以内を副会長」に変更)

(第40条(議事録)第2項中「会長」を「代表理事」に変更)

(第43条(常任理事会の議決事項)第6項中「会長」を「議長」に変更)

(附則(平成25年4月1日変更)及び附則(平成26年6月16日変更)を削除)

◎ 定款一部変更（第 14 回）

令和元年 6 月 14 日第 54 回通常総会にて承認、令和元年 7 月 1 日施行。

（第 3 条（目的） 本会の目的の「四輪車、二輪車等」を「四輪車等」に変更）

（第 4 条（事業）（1）の「検査対象外軽自動車届出済証返納済確認書」の発行を削除、（9）の「保険代理店」を「損害保険代理店」に変更）

◎ 定款一部変更（第 15 回）

令和 8 年 6 月 12 日第 61 回通常総会にて承認、令和 8 年 7 月 1 日施行。

（第 4 条（事業）（1）の「軽自動車検査証返納確認書の発行、」ほか、個別の業務名を削除）

（第 12 条（役員）第 3 項「専務理事」を法人法上の代表理事に追加し、業務執行理事から除く）

（第 24 条（権限）（4）、第 49 条（事業報告及び決算）第 1 項（4）（5）の書類名を公益法人会計基準改正に基づき「正味財産増減計算書」から「活動計算書」に変更）

（第 26 条（招集）総会の招集の通知に電磁的方法を追加、理事会（第 36 条）及び常任理事会（第 41 条）の招集にも適用）

（第 31 条（書面による議決権の行使等）総会の議決権の行使について電磁的記録によることを追加）

（第 57 条（帳簿及び書類）（3）を削除）

以上